

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A病院（以下「事業場」という。）に雇用され、歯科衛生士として歯科医師の補助業務及びその他付随業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から不眠、不安、動悸等の症状を自覚するようになり、同年〇月〇日B医院に受診し「うつ状態」と診断されたという。その後、請求人は平成〇年〇月〇日にC病院に転医し「適応障害」と診断され、平成〇年〇月〇日には事業場の心療内科に転医し「妄想性障害または妄想型統合失調症」と診断された。

請求人は、直属の上司及び同僚からいじめや嫌がらせを受けたことなどにより精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、D医師は、請求人を診察した医師の所見及び請求人の自覚症状等を踏まえ、平成〇年〇月頃に「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、同医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 本件一件資料から、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は本件疾病の発病前おおむね6か月間及び発病後にも認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人は、平成〇年〇月〇日ないし〇月の異動希望にかかる事業場の総務担当者とのトラブルと平成〇年〇月〇日の直属の上司とのトラブルによ

り骨折したことを心理的負荷の一番大きなこととして当審査会の公開審理の場で述べている。しかし、この2つの出来事は、いずれも本件疾病の発病後の出来事であり、認定基準上、心理的負荷の評価対象とはならない。

(イ) 平成〇年に上司が定年となり異動したことは、その時期が同年〇月頃であれば、認定基準別表1の「理解してくれた人が異動になった」に該当し、その平均的心理的負荷は「I」であるが、本件一件資料からはその時期が確認できず、心理的負荷の評価対象とできない。仮に〇月頃だとしても、心理的負荷の強度を変更すべき事由は見当たらず、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」程度である。

(ウ) 平成〇年〇月の転勤の話合いに応じてくれていた担当者の異動や事業場からの解雇、疾病名の診断にかかる事業場心療内科とのトラブルはすべて発病後の出来事であり、これらは認定基準上、心理的負荷の評価対象とはならない。また、一番下の歯科衛生士がトップになったことは、いつのことなのか不明であり、心理的負荷にどのように影響したかも明らかでないことから、出来事として評価できない。嫌がらせの電話の主張についても、業務との関係や内容自体が不明であり、同様に出来事として評価することはできない。

(エ) その他、請求人は、監督署長に対して、①上司及び総務担当者との間でトラブルがあったこと、②継続的に上司や同僚から嫌がらせを受けたことを主張しているが、この出来事に対して監督署長はいずれの出来事の総合評価も「弱」と判断している。当審査会としても、本件一件資料を精査したが、監督署長の判断は妥当であると判断する。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

本件一件資料からは、本件疾病の発病前には業務以外の心理的負荷となる出来事は確認できず、個体側要因も明らかではない。

(4) 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないことから、本件疾病の発病と業務との相当因果関係は認められない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。